

# 神戸市立灘小学校いじめ防止基本方針

令和8年度  
神戸市立灘小学校

## はじめに

灘小学校は、職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「灘小学校基本方針」という。）を策定します。

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、灘小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

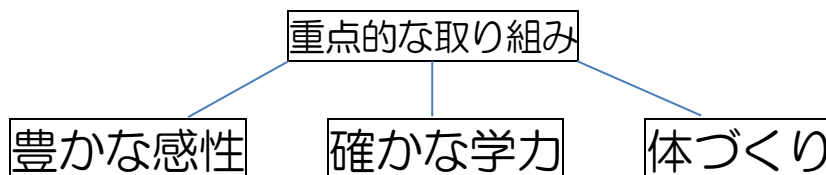
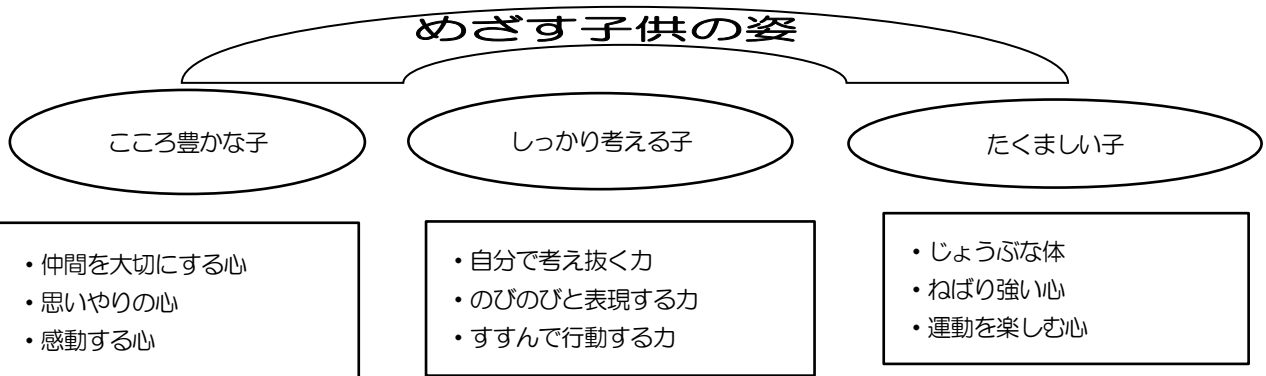
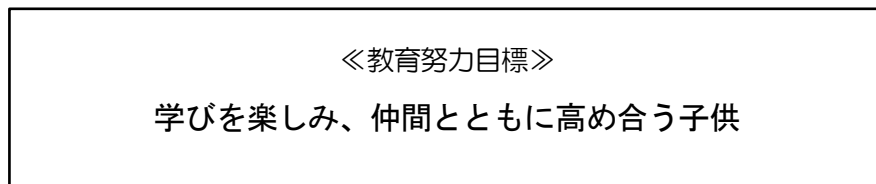
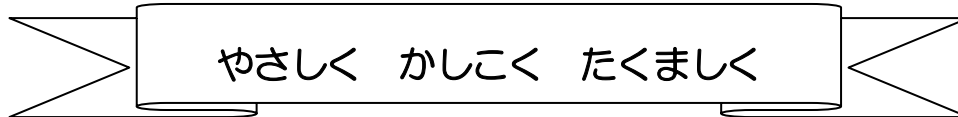
## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

## 3 本年度の教育目標と教育努力目標

《教育目標》



## 4 教職員の姿勢

- ・児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・わかる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
- ・「あらゆる偏見や差別を許さない」という児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職に報告し、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

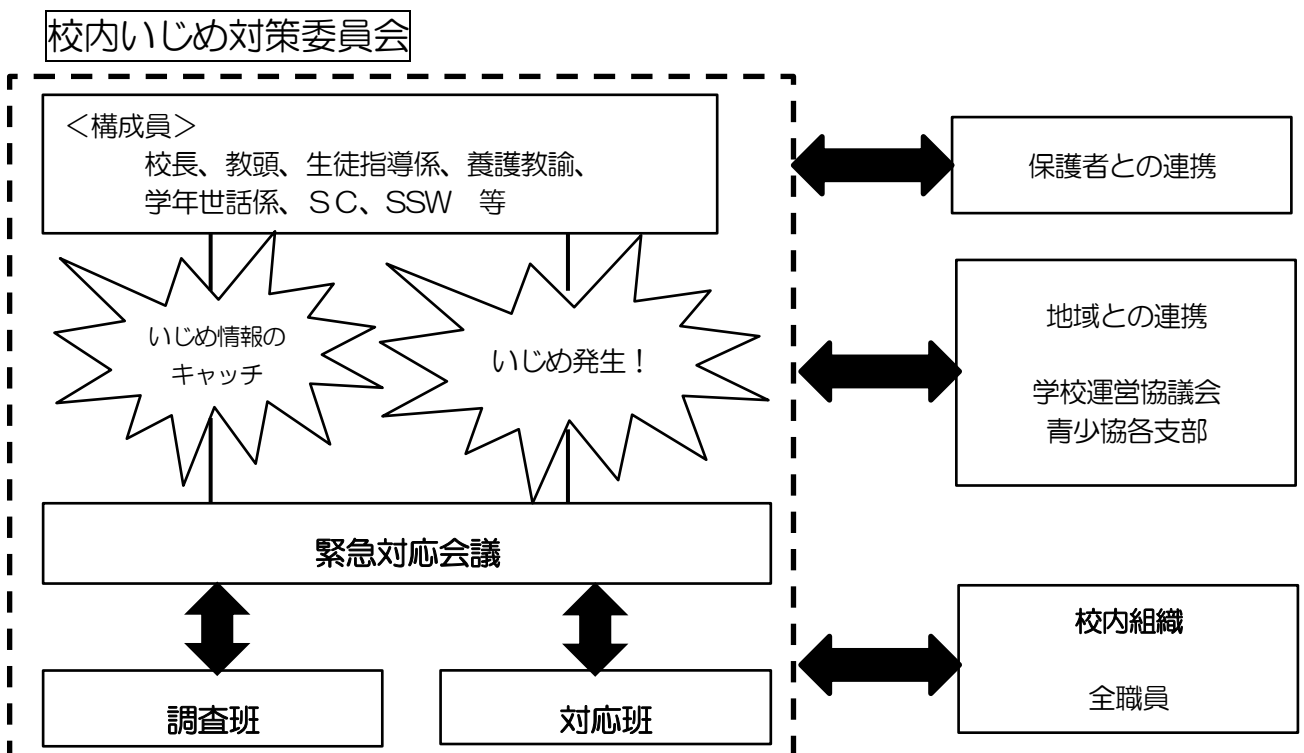
## 5 校内いじめ対策委員会と関係機関の連携

### (1) 校内いじめ対策委員会の設置

- ・本校は校長、教頭・生徒指導係、学年世話係、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の参加による、校内いじめ対策委員会を設置します。

### (2) 校内いじめ対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いに十分注意します。
- ・いじめの問題に関して、本校教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関して、本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を、計画的に行います。



スクールカウンセラー（加害・被害の児童・保護者の心のケア）

暴行・傷害など、刑法に抵触する時	…	灘警察署（802-0110）
		東部少年サポートセンター（241-6200）
当該児童の家庭環境等に問題がある時	…	灘区役所こども家庭支援室（843-7035）
		神戸市こども家庭センター（599-7300）
当該児童の心身等に影響がある時	…	医療機関 等

## 6 いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取り組みを計画・実施します。

### □ 年間計画

	職員会議・対応チーム等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換 ○灘区生徒指導連絡協議会① 【生徒指導委員会】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】	○いじめ対策についての説明・啓発 【育友会総会】
5月	○配慮を要する児童の情報交換【職員研修】 ○生徒指導研修 ○学校運営協議会 ○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会】	○行事を通じた人間関係づくり ○なかよし遊び  ○行事を通じた人間関係づくり 【運動会】	○保護者との情報交換 【学年委員会】
6月	○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会】 ○灘区区域別教育全体会（予定）	○なかよし遊び	○神戸市いじめアンケート
7月	○学校自己評価の実施 ○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会】 ○街頭補導	○行事を通じた人間関係づくり	○保護者との情報交換 【個別懇談会】
8月	○生徒指導に関する研修【職員研修】 ○夏季灘区生徒指導研修 ○街頭補導		
9月	○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会】 ○学校運営協議会 ○灘区生徒指導連絡協議会②	○なかよし遊び	
10月	○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会】	○行事を通じた人間関係づくり 【なかよし遠足】	○いじめ対策についての啓発
11月	○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会】 ○灘区生徒指導連絡協議会③ ○灘区区域別教育研究協議会（予定）	○行事を通じた人間関係づくり 【音楽会】 ○なかよし遊び	○神戸市いじめアンケート
12月	○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会】 ○街頭補導	○なかよし遊び	○保護者との情報交換 【個別懇談会】
1月	○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会】 ○街頭指導【八幡神社】	○なかよし遊び	
2月	○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会】 ○灘区生徒指導連絡協議会④ ○教育評価の実施	○なかよし遊び	○神戸市いじめアンケート
3月	○学校運営協議会 ○児童に関する情報交換 【生徒指導委員会】		

## 7 いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために日ごろから児童との信頼関係の構築と見守りに努めます。

### (1) 信頼関係の構築

日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で担任を中心とした深い信頼関係を築きます。

### (2) 児童理解

①平素から児童の交友関係など生活実態を細かく把握し、一人一人の表情の変化やサインを見逃さないように注意します。

②学期ごとに年3回のアンケートを実施し、いじめの早期発見に向けて積極的に取り組みます。

### (3) 相談体制の充実

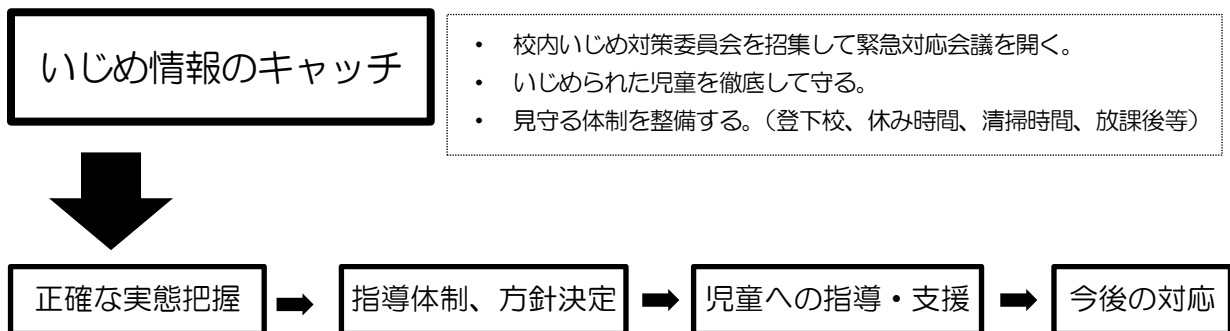
養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

### (4) 校外相談機関との連携

教育相談室やこっぺっ子悩み相談「いじめ・体罰・子ども安全ホットライン」(24時間電話相談)など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

## 8 いじめの早期対応

いじめの兆候に気付いた時には問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。



### (1) 実態把握

①いじめられた児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。

②関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有し、組織的に対応します。

③状況に応じて、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。

### (2) いじめの指導

①いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけていること、いじめは非人道的な行為であることやいじめられる側の気持ちに気付かせます。

②それぞれの保護者には事実関係や相手の児童や保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や相談体制を伝えます。また、児童、保護者には適時、適切な方法で経過報告をします。

③関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意したうえで、学級および学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。

### (3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続していること。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 9 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止や早期発見、早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さない豊かな心を育むため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び協同学習を積極的に進めます。

## 10 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

### (1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し東部サポートセンターとの協働で情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて、保護者に協力を依頼します。

### (2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

## 11 重大事態への対処

### (1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け調査します。

### (2) 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

## 12 その他

本校は、校内いじめ対応委員会によって、適宜、神戸市立灘小学校いじめ防止基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂します。

令和8年4月1日 改訂